



広報 すおう 大島



～私たちの たのしい すみたい いきたい島～

6 月号

2025(令和7)年
No.249

5月3日 B&G海洋センター 水泳水化部 公式ホームページ

日頃の備えと早めの避難を

6月は「土砂災害防止月間」

例年梅雨時期には、全国各地で土砂

災害が頻発し、時には尊い人命が奪われていきます。いつ、どこで起こるか分からない土砂災害から身を守るもつとも確実な方法は「逃げる事」です。

自分が住んでいる場所にどんな危険があるか、どこを通って、どこに避難するか。どのタイミングで避難するか。家族との連絡をどうやってとるかなど、梅雨入りのこの時期に是非これらのことを確認していただき、家族や地域の皆さんと一緒に考え、土砂災害による被害を防ぎましょう。

雨の降り方に注意！

土砂災害発生の危険性が高まったときは、土砂災害警戒情報が発表されます。この情報が発表された場合は、町から避難指示が発令されます。付近の状況などに注意して避難行動をとり、安全を確保してください。

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、土砂災害が発生する危険があります。異変を感じたら、ただちに安全なところへ避難してください。

避難行動について

避難とは、難を避け安全を確保することです。次に挙げる行動があります。

○町が開設する避難所への避難

○安全な親戚・知人宅への避難

○安全な建物（強固な建物）への避難

※自宅が安全な場合は、自宅に留まることも避難行動の一つです。

※避難する時間がない場合は、2階や崖から離れた部屋など少しでも安全な場所に避難してください。

気象情報の確認

気象台が発表する注意報・警報など気象情報には十分注意し、災害に備えましょう。また、大雨警報・洪水警報

の発表時で、さらに災害の発生が高まった場合は、町防災行政無線や防災メール等でお知らせしますので、早めの避難をお願いします。

問い合わせ

総務課 消防防災班

☎ 0820 (74) 1000

警戒レベルと避難情報等

5	きんきゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 (災害発生または切迫)	
～ 警戒レベル4までに必ず避難を！ ～		
4	ひなんしじ 避難指示 (災害のおそれが高い)	
3	こうれいしやとうひなん 高齢者等避難 (災害のおそれあり)	
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	
1	早期注意情報 (気象庁)	

▼山口県土木防災情報システム

<https://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>

▼周防大島町防災メール登録方法・変更方法

次のメールアドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信してください。

e-suo-oshima@xpressmail.jp



災害時避難行動要支援者支援制度について

「災害時避難行動要支援者支援制度」とは

災害時において、家族以外の人々の支援がなければ避難することが困難な方（＝避難行動要支援者）を事前に町が名簿に登載し、本人の同意を得たうえで、名簿情報を避難支援に関わる関係者に平常時から提供します。

このことで、平常時から支援が必要な人の情報をあ

らかじめ把握し、日頃の見守り活動や災害時の支援、安否確認等に役立てることで、地域の助け合いの体制づくりをさらに進めていくことを目指した制度です。

町では、この制度に基づき、避難行動要支援者の情報を把握し、地域で助け合う仕組みづくりを進めています。

問い合わせ 総務課 消防防災班 ☎ 0820-74-1000

後期高齢者医療保険の被保険者の皆さまへ

8月から保険証および資格確認書が変わります

新しい資格確認書は薄紫色です

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」もしくは「後期高齢者医療資格確認書」の有効期限は7月31日までです。

8月1日からお使いいただく新しい資格確認書は、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず7月中旬に簡易書留郵便でお届けします。現在お持ちの保険証（緑色）または資格確認書（オレンジ色）は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。（返却は不要です）

※簡易書留郵便は受け取り印が必要になりますので、入院などでご不在の場合には、資格確認書が受け取れないことがあります。住所地以外に送付を希望される場合は、あらかじめ各総合支所・出張所で送付先変更の手続きをしてください。

点字シールを貼った資格確認書を希望の人へ

新しい資格確認書に「資格確認書」、封筒に「資格確認書在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の方は、6月20日金までにご連絡をお願いします。

1年間の保険料

1年間の保険料
【限度額 80万円】

均等割額 + 所得割額
57,012円 + (前年所得 - 43万円) × 11.52%※

※所得の少ない人は、世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて保険料が軽減されます。

保険料について

保険料の決まり方

1年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と被保険者本人の令和6年中の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人一人に賦課されます。

保険料の納め方

特別徴収（年金からの天引き）となる人
年金の受給額が年18万円以上の人で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない人が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。
※年金天引きの開始時期は75歳の誕生日等（資格取得日）によって異なります。決定通知書で確認してください。
普通徴収（納付書または口座振替での納付）となる人
特別徴収に該当されない人は、普通徴収となります。（口座振替の手続きをされていない人は納付書での納付となります）

お支払い方法を口座振替に変更できます

納付書でのお支払い対象の人で口座

振替への変更を希望される場合は、振替を希望する金融機関へ①振替口座の預金通帳②通帳のお届け印をお持ちいただき、手続きをお願いします。

すでに特別徴収（年金からのお支払い）の人も、役場の窓口へ申請することにより、保険料の支払い方法を、特別徴収から口座振替（金融機関口座からのお支払い）へ変更することができます。手続きは最初に、振替を希望する金融機関で口座振替の手続きをお願いします。その後、役場の窓口へ「口座振替依頼書（お客様控え）」をお持ちになり「納付方法変更申出書」を提出してください。（口座振替の申し込みだけでは特別徴収は中止となりません）

また、過去に後期高齢者医療保険の口座振替を登録している場合は、役場の窓口へ「納付方法変更申出書」のみを提出してください。

口座振替は後期高齢者医療保険の被保険者本人だけでなく、家族などの口座からもでき、口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人（支払った家族など）に適用されます。

※世帯全体の所得税や住民税の税額が少なくなる場合があります。

問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎ 0820 (73) 5502

令和6年度下半期 町の財政状況 (3月末現在)

町では条例に基づき、年2回、財政状況を公表しています。

今回は、令和6年度下半期(令和7年3月31日現在)の収支、町債(町が長期にわたり返済する借入金)の残高、町有財産の状況についてお知らせします。

一般会計

歳入(歳入予算および収入済額)

科 目	予算額	収入済額	予算対比
町 税	13億9,528万円	13億7,920万円	98.8%
地方譲与税・交付金	5億1,469万円	6億5,013万円	126.3%
地方交付税	75億3,656万円	77億7,603万円	103.2%
分担金・負担金・使用料・手数料	2億1,955万円	1億9,444万円	88.6%
国庫支出金	16億744万円	12億67万円	74.7%
県支出金	8億9,103万円	6億7,789万円	76.1%
繰入金	13億2,397万円	9億115万円	68.1%
繰越金	4億8,006万円	4億8,006万円	100.0%
町債	27億2,495万円	7億2,810万円	26.7%
その他(財産収入・寄附金・諸収入)	4億5,398万円	2億5,011万円	55.1%
合 計	171億4,751万円	142億3,778万円	83.0%

歳出(歳出予算および支出済額)

科 目	予算額	支出済額	予算対比
議会費	1億1,841万円	1億1,606万円	98.0%
総務費	33億8,962万円	28億2,393万円	83.3%
民生費	29億434万円	23億4,967万円	80.9%
衛生費	9億4,274万円	6億3,530万円	67.4%
農林水産業費	9億3,658万円	5億6,404万円	60.2%
商工費	10億1,069万円	7億2,700万円	71.9%
土木費	4億6,275万円	2億8,838万円	62.3%
消防費	5億709万円	4億6,919万円	92.5%
教育費	16億4,371万円	11億4,752万円	69.8%
公債費	17億7,664万円	17億7,654万円	99.9%
その他(災害復旧費・諸支出金・予備費)	34億5,494万円	26億3,127万円	76.2%
合 計	171億4,751万円	135億2,890万円	78.9%

特別会計

会計名	予算額	収入済額	予算対比	支出済額	予算対比
国民健康保険事業	27億7,613万円	24億1,804万円	87.1%	25億1,727万円	90.7%
後期高齢者医療事業	4億8,766万円	4億5,716万円	93.7%	4億2,445万円	87.0%
介護保険事業	34億2,452万円	28億8,392万円	84.2%	28億1,266万円	82.1%
渡船事業	1億1,316万円	9,641万円	85.2%	1億637万円	94.0%
合計	68億147万円	58億5,553万円	86.1%	58億6,075万円	86.2%

水道事業・下水道事業・病院事業会計

会計名	区分	収入			支出		
		予算額	収入済額	予算対比	予算額	支出済額	予算対比
水道事業	収益的収支	8億9,904万円	8億8,631万円	98.6%	8億5,133万円	5億895万円	59.8%
	資本的収支	2,766万円	0万円	0.0%	2億4,046万円	2億1,007万円	87.4%
下水道事業	収益的収支	12億2,334万円	12億92万円	98.2%	10億8,095万円	9億7,444万円	90.1%
	資本的収支	21億6,724万円	10億8,010万円	49.8%	25億4,913万円	13億6,215万円	53.4%
病院事業	収益的収支	44億871万円	39億965万円	88.7%	51億8,708万円	48億9,946万円	94.5%
	資本的収支	14億6,949万円	14億6,949万円	100.0%	9億9,069万円	9億9,068万円	100.0%

町有財産の状況

土地	1,406,645.83 m ²
建物	202,307.24 m ²
山林	7,010,086.18 m ²
有価証券・出資による権利	52億7,132万円

基金	財政調整基金	79億4,572万円
	減債基金	6億9,075万円
	県収入証紙購入基金	300万円
	奨学資金貸付基金	1,002万円
	福祉振興基金	2億2,535万円
	国民健康保険基金	7億1,666万円
	介護給付費準備基金	3億1,330万円
	まち・ひと・しごと創生基金	9,465万円
	土地開発基金(現金)	7,907万円
	土地開発基金(土地)	1億9,190万円
	中山間ふるさと・水と土保全対策基金	3,113万円
	周防大島高等学校通学支援費給付基金	2,578万円
	ちびっ子医療費助成事業基金	1億2,455万円
	観光振興事業助成基金	6,596万円
	福祉医療費一部負担金事業基金	4,348万円
	ふるさと応援基金	1億7,894万円
	CATV加入促進事業基金	1,557万円
	外国語活動推進事業基金	3,732万円
	合併地域振興基金	20億7,863万円
	森林環境整備基金	2,006万円
	学校給食費無償化事業基金	1億1,529万円
	医療確保対策事業基金	4,007万円
	合計	130億4,720万円

町債残高の状況(会計別)

一般会計	141億5,878万円
特別会計	126億3,669万円
渡船事業	3,574万円
水道事業	11億9,592万円
下水道事業	72億822万円
病院事業	41億9,681万円
合計	267億9,547万円

一時借入金の状況

3月末現在高	0円
--------	----

※予算対比は、小数点以下1位未満を四捨五入しています。

第27回参議院議員通常選挙の執行について

第27回参議院議員通常選挙が7月20日(日)に執行される予定となっています。

この選挙は私たちの代表を決める大切な選挙です。あなたの一票を正しく使いたしましょう。

なお、スケジュールは投票日を7月20日(日)とした日程となっており、選挙執行日が変更となった場合は改めてお知らせします。

周防大島町の選挙人名簿に登録されている人が、他の市町村に転出した場合：周防大島町で投票できます。

他市町の選挙人名簿に登録されている人が、周防大島町に転出した場合：旧住所地の市町村で投票できます。

期日前投票

投票日当日に私用で、投票所に行くことができない人は期日前投票ができます。

不在者投票

(1) 指定病院等での不在者投票
病院等に入院(入所)している人は、入院(入所)先が指定施設であれば病院等で不在者投票ができますので、施設長に申し出てください。

(2) 郵便による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を交付されている人で、その障害の程度が一定の基準に当てはまる人、または介護保険法に規定する要介護区分が「要介護5」の人については、郵便による不在者投票ができます。事前に証明手

期日前投票の日時と場所 (日程は入場券の裏にも印刷)

場所	期間	時間	対象地域
大島庁舎	7月 4日(金)～19日(土)	8:30～20:00	町内全域
久賀・橘庁舎、東和総合センター	7月 17日(木)～19日(土)	8:30～18:00	町内全域
各出張所	7月 16日(水)	8:30～18:00	町内全域
情島公民館		11:30～14:30	情地区
畑老人憩の家	7月 18日(金)	9:00～12:00	三蒲畑地区
屋代山泉センター		14:00～17:00	屋代畑地区
津海木老人憩の家		14:00～17:00	津海木地区
小伊保田公民館		9:00～12:00	小伊保田地区
馬ヶ原公民館		9:00～12:00	馬ヶ原地区
神浦公民館		14:00～17:00	神浦地区
伊崎公民館		14:00～17:00	伊崎地区
地家室会館別館		9:00～12:00	地家室地区
鹿家地区農事集会所		9:00～12:00	鹿家地区

- ※浮島地区の皆さまの期日前投票は、7月18日(金)までとなります。
- ※三蒲畑、屋代畑、津海木、小伊保田および鹿家地区については、今回の選挙から期日前投票を行います。
- ※雨振、長浜、畑能庄および源明地区においては、今回の選挙から期日前投票所を廃止し、次のとおり最寄りの期日前投票所へ送迎車の運行を計画しています。詳細については、広報と併せて配布している「第27回参議院議員通常選挙の期日前投票に係る送迎車の運行について」をご確認ください。(該当する地区のみ)

【期日前投票所を廃止し、投票所への送迎車の運行を行う地区】

地区	運行区間	運行日	運行時間
雨振	雨振地区⇄油田出張所	7月 16日(水)	10:00 発
長浜	長浜地区⇄日良居出張所	7月 16日(水)	14:00 発
畑能庄	畑能庄地区⇄久賀庁舎	7月 17日(木)	10:00 発
源明	源明地区⇄橘庁舎	7月 17日(木)	14:00 発

続等が必要となりますので、早めに選挙管理委員会におたずねください。

点字投票

目の不自由な人は、点字により投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

代理投票

投票は自分で書いて投票す

るのが原則ですが、身体が不自由なため、自分で書くことができない人は代理投票ができますので、投票所で係員に申し出てください。

入場券

入場券は郵送で届きます。投票日には入場券に記載してある投票所で投票してください。入場券を忘れた場合や紛失したときは、当日投票所の係員に申し出てください。

投票用紙

- ・選挙区：クリーム色の紙に黒色のインクで印刷
- ・比例代表：白色の紙に黒色のインクで印刷

開票

7月20日(日)の午後8時から、B & G 海洋センター体育館で行います。

問い合わせ

周防大島町選挙管理委員会 事務局
☎0820(74)1000

当日の投票所一覧

投票日：7月20日(日)

投票時間：午前7時から午後6時まで

※浮島地区（江ノ浦・樽見投票区）については、繰上投票（7月19日(土) 午前7時から午後5時まで）を実施します。

■久賀地区

投票区名	投票所名	区域（行政区名）
大崎	大崎公会堂	白石、大崎、大崎2
山田	山田公会堂	山田上、山田中、山田下
宮崎	久賀福祉センター	向町、八幡下、八幡上、仲町、洲崎、港町、戎町、上本町、本町
久賀中央	農業者健康管理センター	向津原、古町、東天満町、西天満町、東下津原、東中津原、西中津原、上津原、久保河内下、久保河内上、畑能庄、中瀬田、新開東、新開西、丸山、流田、佐古、前島
宗光	宗光公会堂	庄地、宗光東、宗光西
棕野	棕野公民館	久保田中郷、花田道面、平原大畑、木屋原、大元、山下浜東1区、山下浜東2区、山下浜西1区、山下浜西2区、西ヶ原

■大島地区

投票区名	投票所名	区域（行政区名）
三蒲	蒲野農村環境改善センター	東浜北、東浜南、中塚、前港、後港、小山田北、小山田南、流東、流西、小平、西の郷、蔵本、明神松東、明神松西、三蒲中村、新屋敷、西田、寺家、東畑、西畑
小松西	小松コミュニティセンター	笠佐、瀬戸、北一西、北一中、北一東、北二西、北二中、北二東、南三、南二、南一、宮の下、商船
小松東	しまとびあスカイセンター	屋代中田、沖石、北石、小松中田、手崎、明新
開作	大島町漁業協同組合	安迫、水車、新開、砂堀、小方、松ヶ崎、金屋、唐樋、五反田
志佐	志佐老人憩の家	郷串、浜西、浜東、上湯所、下湯所
小田	さつき園作業所	上片山、中片山、下片山、石小田、先小田、中小田、和田、ほのぼの苑
砂田	屋代ふれあいデイサービスセンター「延命の家」	徳神、吉井、郷の坪、吉兼、上北迫、下北迫、東北迫、上砂田、砂田、下砂田、川地、羽越
神領	神領コミュニティセンター	神領、中、原、田中、銅、棟畑、屋代中村、奥村、石原、檜原、自光寺
家房	家房公会堂	大東、久保、家房原、割石
出井	出井老人憩の家	川窪、中開地、天神東、明神、追通
戸田	沖浦農村環境改善センター	立石、皆地、赤石、中浜、迎原、原定、久保庄、下庄、坂本、西浜
横見	横見老人憩の家	森添、大歳、塩田
日見	沖浦ふれあいデイサービスセンター「延寿の里」	浜、塩町、奥田中、木原、里

※今回の選挙から、三蒲中央投票区と三蒲畑投票区を統合して三蒲投票区とし、神領投票区と屋代畑投票区を統合して神領投票区とし、津海木投票区と戸田投票区を統合して戸田投票区としています。

■東和地区

投票区名	投票所名	区域（行政区名）
伊保田	油田農村環境改善センター	情、雨振、伊保田（3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区）、小伊保田
油宇	油宇集会施設	油宇（13区、14区、15区、16区、17区、18区、19区）馬ヶ原
和田	和田公民館	和田（東泊、西泊、中泊、庄東、庄西、庄里）
内入	内入公民館	内入（東、西）
小泊	小泊集会施設	小泊（東、東中、西中、天神）
和佐	和佐公民館	和佐（磯、東浜、東中浜、西浜、大西、郷）、神浦（東、西）
森野	旧東和図書館	森（水上、鹿老渡、片上、盛浜、走出）、平野（後園、祇園、塩屋、内浜、江口、為栗、本平野、防河内、鎌田）
大小積	海辺の家おつみ	小積、大積
西方	西方公民館	長崎（東、西）、下田（東、中、西）、西方
船越	船越公民館	船越（東、中、西）
外入	白木多目的共同利用施設	伊崎、外入（西泊、東泊、下妙見、上妙見、宮下、郷、西三下、東三下）
地家室	佐連会館	地家室（西、中、郷、地東）、佐連（東、中、西）
沖家室	旧沖家室小学校	沖家室（南、中、峠、沖刈山、岡、鼻）

※今回の選挙から、伊保田投票区と小伊保田投票区を統合して伊保田投票区としています。

■橘地区

投票区名	投票所名	区域（行政区名）
安下庄東	原地区学習等併用施設	鹿家、栄、安高、橘福祉会、原、古城
安下庄中央	橘総合センター	和戸、塩宇、西浦、真宮、正分、おれんじヒルズ、長尾天満、安下、立島、源明
安下庄西	旧橘ウインドパーク	川間、田中、三ツ松東、三ツ松中、三ツ松西、庄南、庄北、大泊
秋	秋自治会館（柑橘集荷場）	吉浦、江頭、下開地、西開地、神田
日前郷	日前郷公民館	貞広、大光寺、新屋上、新屋下
日前浜	しらとり苑	長浜、浜西、浜西中、浜中、日良居病院、愛和苑、浜東、日良居団地
土居	日良居出張所	土居西上、土居西下、土居西中、土居東中、土居東上、土居東下
油良	橘ふれあいかんころ楽園	油良西、油良西中、油良東中、油良東、たちばな園、油良郷
江ノ浦	浮島漁村センター	江ノ浦西、楽ノ江、江ノ浦東
樽見	浮島地区学習等併用施設	樽見

※今回の選挙から、鹿家投票区と安下庄東投票区を統合して安下庄東投票区としています。



令和8年4月“山口県立大学附属周防大島高等学校”誕生

来年度開校予定の「附属周防大島高校」について紹介します！

附属高校の概要

- 入学定員…90人 ○設置学科…普通科
- 場 所…現周防大島高校安下庄校舎
- ※これまで県立周防大島高校の地域創生科の福祉コース、ビジネスコースで実施していた科目は、選択科目として、より充実



入学者選抜（他の公立高校との違い）

- 附属高校の入試（特色・一般選抜）は、県内の公立高校より早い日程で実施
 - ➔附属高校の一般選抜[併願]で合格した場合、県内公立高校の第一次募集の可否を確認して進学先を決めることが可能。
- 連携中学校を対象とした連携選抜を実施
 - ➔中高で連携した活動を評価する選抜、一般選抜と同日実施（国数英の学力試験を新たに実施）。
- 通学区域の定めなし
 - ➔県内はもとより、全国から生徒が集まることで、多様な価値観にふれることが可能。

教育内容の特色

- 1. 県立大学との協働・交流、新しい連携型中高一貫教育**
県立大学の学生や教員による中高生の学力向上につながる取組や、中高生、大学生が、島内各地域で開催されているイベント等に積極的に参加し、周防大島を元気にする取組を行います。
- 2. 多様な選択科目（60科目以上）の開設**
国公立大学、私立大学、専門学校、就職など、生徒一人ひとりの希望の進路に応じて、効果的・効率的に科目を選択できます。
- 3. 県大進学プログラムと育成型選抜**
附属高校枠（最大20人程度）により、県立大学への進学が可能となります。2年次からの特別プログラムでの学習成果を評価する選抜（育成型選抜）を行います。
- 4. データサイエンス教育や探究学習、QOL（生活の質）の向上につながる科目の充実**
これからの社会で求められる情報を収集し分析する力や、課題を発見し解決する力を身に付けます。また、私たちの生活の質の向上に向けた内容を学ぶことで、生き生きと暮らす力を身に付けます。
- 5. 少人数指導や習熟度別指導の実施、大学進学コースの設置**
難関大学への進学に必要な学力を身に付けることができるよう、生徒の理解度に応じた丁寧な学習支援を行います。

附属高校の部活動

アーチェリー部（男女） ボート部（男女）
硬式野球部（男） バレーボール部（女）
陸上競技部（男女） 吹奏楽部（男女）



《新しい形の部活動》シーズンごとに、いくつかのスポーツ・文化活動に取り組みます

総合スポーツ部（男女）

総合文化部（男女）

（ソフトテニス、ソフトバレー、フットサル、バスケ（3on3）、卓球、ピククルボール 等）（フラダンス、eスポーツ、楽器演奏（Band）、ボランティア、美術（絵画、写真など）等）

問い合わせ 山口県立大学附属高等学校設置準備室

☎ 083-929-6513 メール：fuzoku@yp4.yamaguchi-pu.ac.jp



◀附属高校の
情報はこちら

介護保険制度のサービスと保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんで介護が必要な方を支え合う制度です。市区町村が保険者となり、加入者の皆さんの保険料と公費を財源に運営しています。

☎ 介護保険課 介護保険班 ☎ 0820 (73) 5503

1 サービスの使い方

介護や支援が必要と感じたら、次のような流れで介護サービスを利用することができますようになります。

① 要介護認定を受けます

(1) 本人または家族が、介護保険課・各総合支所・出張所および※ぴつたりサービスを利用し要介護認定の申請をします。

※国が運営するマイナポータルから電子申請ができるサービスです。利用する際は本人確認のためマイナンバーカードが必要になります。

(2) 調査員が訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取り調査を行います。

(3) 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で、審査・判定します。

(4) 認定結果通知書と介護保険証を送付します。

② ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どの

くらい利用するかを決める計画を作ります。

要介護1～要介護5の人

- ・在宅サービスの利用：居宅介護支援事業者へ依頼します。
- ・施設サービスの利用：介護保険施設と直接契約します。

要支援1・要支援2の人

- ・周防大島町地域包括支援センターへ依頼します。

③ ケアプランに基づいてサービスを利用します

サービスの種類には次のようなものがあります。詳しくは、介護保険課へご相談ください。

在宅サービス

〈自宅で利用する〉

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護などがあります。

〈施設に通い（泊まり）利用する〉

日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護（デイサービス）や、医療機

関や介護老人保健施設に通い、リハビリテーションを受ける通所リハビリテーション（デイケア）があります。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などもあります。

〈生活環境を整える〉

歩行器などの福祉用具貸与や、入浴用のいすなどの購入費用が支給されます。

また、住宅の手すり取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます。

施設サービス（要介護1～5の人のみ）

介護や医療が長期間必要な人は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・原則、要介護3以上の人が利用できます）、介護老人保健施設、介護医療院に入所して施設のサービスを利用します。

地域密着型サービス

認知症の人が、少人数で共同生活を送りながら介護や機能訓練などを受け、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、18人以下の地域密着型通所介護（デイサービス）、在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受ける小規模多機能型居宅介護などがあります。

2 介護保険料について

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。

町でも高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が増大している現状を踏まえて、令和6年度から令和8年度までの第9期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用を賄うために新たに保険料を算定しました。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人の保険料は財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用を賄うために算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。第9期（令和6年度）とおりで、基準保険料額（年額）は6万7800円になります。（※参考第8期（令和3年度～令和5年度）基準保険料額6万6600円）

※第1段階、第2段階、第3段階の保険料は消費税増税による財源を充て軽減の強化を実施します。



3 介護保険料の納め方

40～64歳の人(第2号被保険者)の保険料
加入している医療保険の保険料と合
わせて納めます。

65歳以上の人の保険料

・受給する年金が年額18万円以上の人
(月額1万5000円以上の人)

特別徴収で納めます。年金の支払い
(年6回)の際に、介護保険料が年金か
ら天引きされます。

・受給する年金が年額18万円未満の人
や年度の途中で65歳になった人など
普通徴収で納めます。役場から送付
される納付書または口座振替で個別に
納めます。納付場所は、各総合支所、
各出張所、納付書に記載された町指定
の金融機関、コンビニ等です。また、
スマートフォン決済でも納付できます。

※コンビニ納付では、使用期限を過ぎ
た納付書や、納付書をホッチキスで
留めたものなど、納付できないもの
もあります。コンビニで納付ができ
ない場合は、納付書裏面に記載の金
融機関または役場窓口で納付してく
ださい。

※納め忘れを防ぐため、便利で確実な
口座振替をおすすめします。町指定
の金融機関で手続きできます。

※災害など特別な事情で介護保険料の
納付が困難な場合は、減免や徴収猶

予を受けられる場合があります。収
入や所得等を確認する必要があります。
ですので、ご相談ください。

保険料を納めないでいると

介護サービスを利用した際の利用
者負担は、通常は介護給付費の1/3
割ですが、滞納期間に応じて、利
用者が費用の全額をいったん自己負
担となる場合や、利用者負担が3割
または4割に引き上げられ、高額介
護サービス費等の支給が受けられな
くなる場合があります。

●令和7年度介護保険料納入通知書
(決定通知書)については、7月
中旬に郵送します。



第9期(令和6年度～令和8年度)の介護保険料

所得段階	対象者	算定式	年額
第1段階	①生活保護受給者 ②町民税非課税者かつ老齢福祉年金※ ¹ 受給者 ③町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入※ ² が80万9千円以下の人	基準額 × 0.285	19,320円
第2段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万9千円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.485	32,880円
第3段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える人	基準額 × 0.685	46,440円
第4段階	町民税課税世帯で、 本人に町民税が 課税されてない	前年の合計所得金額+課税年金収入が80万9千円以下の人	基準額× 0.9 61,020円
第5段階		前年の合計所得金額+課税年金収入が80万9千円を超える人	基準額× 1.0 67,800円
第6段階	本人に町民税が 課税されている	前年の合計所得金額が年間120万円未満の人	基準額× 1.2 81,360円
第7段階		前年の合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.3 88,140円
第8段階		前年の合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.5 101,700円
第9段階		前年の合計所得金額が年間320万円以上420万円未満の人	基準額× 1.7 115,260円
第10段階		前年の合計所得金額が年間420万円以上520万円未満の人	基準額× 1.9 128,820円
第11段階		前年の合計所得金額が年間520万円以上620万円未満の人	基準額× 2.1 142,380円
第12段階		前年の合計所得金額が年間620万円以上720万円未満の人	基準額× 2.3 155,940円
第13段階		前年の合計所得金額が年間720万円以上の人	基準額× 2.4 162,720円

※¹老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた人が受給している年金です。

※²課税年金収入=老齢年金等の収入(遺族、障害年金等の非課税年金以外)

大都市圏からの移住支援を拡充しました

大都市圏からの移住を支援する東京圏等移住支援金の要件を拡大し、新たに専門人材、関係人口要件を仕事の要件に追加しました。これは、山口県の要綱改正に伴うもので令和7年5月15日以降の転入から適用します。要件は転入した時期によって多少異なりますが、転入後1年以内であれば令和7年5月15日より前に転入した人も申請が可能ですので、対象になりそうな場合はお問い合わせください。

対象者（次の要件を満たす人が対象となります）

(1)移住元要件

東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県から周防大島町に転入した人

(2)仕事の要件

- ・創業の場合
やまぐち創業補助金の交付決定を受けていること
- ・就業（一般）の場合
山口県移住就業マッチングサイトに掲載されている求人に就業していること
- ・就業（専門人材）の場合
山口県が行うプロフェッショナル人材事業または

内閣府が行う先導的人材マッチング事業を利用して就業していること

- ・テレワークの場合
移住元での業務を引き続きテレワークで行うこと
- ・関係人口の場合
町が規定する関係人口の要件を満たし、かつ町内で農林水産業に従事する、事業承継を行う、介護事業所等に有資格介護従事者として就職すること（※東京23区内からの転入の場合のみ）

※要件について、詳しくはお問い合わせください。

助成金額

(1)東京23区内からの転入の場合

- 単身…60万円
- 2人以上の世帯…100万円※

(2)埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県からの転入の場合

- 単身…30万円
- 2人以上の世帯…50万円※

※(1)(2)18歳未満の者1人あたりに加算有り

問い合わせ 空家定住対策課 ☎0820-74-1033

低所得世帯等物価高騰重点支援給付金

（住民税非課税世帯・こども加算）

物価高騰による負担を軽減するため、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度住民税非課税世帯）を対象に給付金を支給しています。

支給対象世帯

令和6年12月13日（基準日）時点で周防大島町の住民基本台帳に記録のある令和6年度住民税非課税世帯（支給対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯には、こども加算があります）

【支給対象外】

- ・住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯
- ・租税条約による免除の適用の届出により住民税均等割が課されていない者を含む世帯
- ・令和6年1月2日以降に日本国外から入国した者又は出生した者を世帯主とする世帯

支給額

- ・1世帯当たり 3万円
- ・こども加算
児童1人当たり 2万円

手続きについて

支給対象となる可能性のある世帯に対し、3月下旬に確認書を送付いたします。必要事項をご記入の上、必要書類を添付してご提出ください。

令和6年1月2日以降に周防大島町に転入した人がいる世帯、住民税未申告の人がいる世帯等には、確認書は届きません。給付金の給付を受けるには、申告と申請書の提出が必要です。申請書は、各総合支所・出張所に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

確認書・申請書の提出期限

7月31日（休）

※提出期限を過ぎてしまうと支給ができませんのでご注意ください。

問い合わせ

- ・重点支援給付金について
福祉課 民生福祉班
☎0820(77)5505
- ・課税情報について
福祉課 こども家庭班
☎0820(77)5508
- ・課税情報について
税務課 課税第1班
☎0820(74)1008

※課税情報は本人確認できない場合、電話での問い合わせに回答できないことがありますので、本人確認書類をお持ちになり、各総合支所・出張所へお越しください。

国民健康保険の被保険者の皆さまへ

国民健康保険に加入されている人の健康保険証の有効期限は7月31日までです。

健康保険証の有効期限が切れたあとは「マイナ保険証」か「資格確認書」で医療機関等を受診してください。

なお、7月中旬ごろに、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りします。

<p>■マイナ保険証をお持ちでない人や利用登録が済んでない人</p>  <p>(資格確認書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資格確認書（被保険者証と同等のもの）が交付されます。なお、健康保険証利用登録をご希望の場合は、医療機関等にある顔認証付きカードリーダーやマイナポータル、役場総合支所等で登録ができます。 限度額適用認定証が必要な人は申請により交付します。
<p>■マイナ保険証の利用登録済の人</p>  <p>(資格情報のお知らせ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイナ保険証で医療機関等を受診してください。 資格情報のお知らせが交付されます。 (資格情報を簡単に把握できる通知書) ※資格情報のお知らせのみでは受診できませんのでご注意ください。 資格確認書が必要な人は利用登録の解除または交付申請をしてください。 マイナ保険証で確認できるため、限度額適用認定証の申請は不要です。
<p>■マイナ保険証の利用が困難な人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢や障害等を理由に、マイナ保険証での受診が困難な人は申請により資格確認書が交付されます。

その他、ご不明な点等ございましたらお問い合わせください。

問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎ 0820-73-5502

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

6月は「外国人雇用啓発月間」

『知って、守って、みんなで活躍～外国人雇用はルールを守って適正に～』

外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れや離職の際に、その氏名、在留資格、在留期間、その他在留カード番号などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。雇用保険被保険者とならない外国人の届出については、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」で24時間、365日いつでも簡単に届出できます。

また、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する機会が確保されるよう、事業主が行うべき事項について、法律に基づき指針が定められています。事業主の皆さまには、この指針に沿って職場環境の改善に取り組むことをお願いします。

詳しくは、ハローワークまでご相談ください。

問い合わせ ハローワーク柳井 ☎ 0820-22-2661

令和7年度地域づくり活動支援事業の 補助金交付団体が決定しました

町内の団体から公募していた令和7年度周防大島町地域づくり活動支援事業について、審査会の結果が町長へ報告され、次の6団体の事業に補助金交付が決定しました。

地域づくり活動支援事業は、新たな個性や特性を育むネットワークやシステムを形成する事業や、地域の人材育成、住民参画の機運を育むイベントやワークショップ等の開催などの事業に対して補助するもので、スタートアップ支援事業で20万円を上限に、ステップアップ支援事業で50万円を上限に交付されます。

スタートアップ支援事業

(新規の活動や小規模な活動の立ち上げ・実施)

団体名	事業名
周防大島ジャカランダの会	周防大島をジャカランダの花で紫色に染めるプロジェクト
地家室石風呂伝承会	地家室地区地域づくり
特定非営利活動法人はちともりと	地域資源を活用した青空市開催事業
三蒲創生の会	ふるさと文化継承集いの会

ステップアップ支援事業 (自立化を図る・活動の定着)

団体名	事業名
瀬戸内ゆめづくりの会	白木半島地区の里山再生
海辺の会	海辺で通年学ぶ仕組みづくり事業

問い合わせ 政策企画課 地域振興班 ☎ 0820-74-1007

国民健康保険税の口座振替が便利です

6月17日～8月29日は口座振替推進月間

国民健康保険は、加入者全員が保険税を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。後期高齢者医療制度や職場などで保険に入っている人を除き、誰もが国民健康保険に入ることが義務付けられています。

本町において国民健康保険税の収納率は、近年の経済の低迷とともに低下を余儀なくされてきており、国保財政は厳しいものとなっております。このことから町では「周防大島町国民健康保険収納対策緊急プラン」を策定し、収納率の向上を図ることとしています。

このプランにおける具体的な改善策として、口座振替推進月間を実施し、一層の徴収率の向上を図るとともに国民健康保険財政の安定化を目指します。

申込手続きの方法

町内の取扱金融機関に、申込用紙が備え付けられています。

ですので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し込みいただけます。

町外の店舗には、申込用紙を備え付けていないので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付させていただきます。申込用紙の記入方法が分からない場合は、税務課までお気軽にお問い合わせください。

手続き(申請書記載)に必要なもの

- ・ 預貯金通帳(口座番号が確認できるもの)
- ・ 預貯金通帳の届出印
- 取扱金融機関

山口銀行、北九州銀行、西京銀行、山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

問い合わせ

税務課徴収対策班
☎ 0820 (74) 1008

令和6年度地域づくり活動支援事業が実施されました

令和6年度周防大島町地域づくり活動支援事業について次の5団体により事業が実施されましたので、その内容を報告します。

スタートアップ支援事業

(1)島のこども食堂実行委員会

(事業名) こども食堂を中心とした楽しい多世代間交流で強める地域のつながり

(実施内容) 認定NPO 法人全国子ども食堂支援センターむすびえから講師を派遣し、「こども食堂とは」「こども食堂なら実現できる理想の地域づくり」「過疎地での取り組み事例や必要性」などの講演を実施しました。

その後、町内で活動する団体の活動紹介や、パネルディスカッションを行い、島のこども食堂についての正しい理解を深め、こども食堂を中心とした地域づくりへの関わり強化を目指しました。

ステップアップ支援事業

(1)海辺の会

(事業名) 海と山と心のファミリースタディーツアー事業

(実施内容) 心理学の分野の専門家を招き、自然を学べるネイチャーゲームや、コミュニケーションを円滑にする心理ゲームなどを取り入れた、「スタディーツアー」。“環境学習の効果を単発ではなく、参加者の生活に落とし込んでいく”ことを考える、教室ミュージアム「海のめぐみをいただきます!!展」など、親子で楽しめる多様なイベントを開催し、親子のコミュニケーション強化や子どもたちの海という視点から周防大島町に対する理解を深めるきっかけづくりをしました。

(2)久賀・棕野地区史跡名跡保存会

(事業名) 中司茂兵衛・嫁いらず観音案内板の設置

(実施内容) 棕野地区の偉人である中司茂兵衛の顕彰と観光名所である嫁いらず観音の情報発信と、町衆文化の伝承のため、倒壊や経年劣化等で機能しなくなった案内板を新調しました。

(3)子育てリンク周防大島

(事業名) 子育て交流事業

(実施内容) 子ども服のリユース推進、子育て世代の情報共有や情報交換の場の提供、子どもたちの遊びや学び、体験の場を増やすことを目的に、子ども服交換会、子育て交流会、アートに親しむ会を開催しました。

令和6年3月には、これまでの功績が認められ、第19回女性いきいき大賞コープ山口組合員賞を受賞しました。

(4)PLAY SETOUCHI (プレイセトウチ) 事業協同組合

(事業名) 自然体験型コンテンツの普及による地域交流活性化事業

(実施内容) “活動を通じてホンモノの遊びを普及し、人々の交流と地域の活性化に貢献する”という理念に基づき、例年開催してきた「遊びのフェスティバルPLAY FES.」に、2024年元日に発生した能登半島地震の被災地支援の意を込めた「PLAY FES. for 能登半島」、地元食材を使った「BBQ体験交流会」を開催し、関係人口の創出や、町内外の事業者との相互協力の強化、地産地消などに取り組みました。

問い合わせ 政策企画課 地域振興班 ☎ 0820-74-1007

中山間地域等直接支払制度について

【制度の概要】

平成12年度に開始した「中山間地域等直接支払制度」については、令和7年度より新たに第6期がスタートします。

この制度は、中山間地域等の農地や営農を守り多面的機能を保全するため、集落協定を結んだ集落や個別協定を結んだ認定農業者等に交付金を交付する制度です。

集落において本制度を活用することにより、地域活性化に向けた取組ができません。

【交付金の活用について】

集落協定に基づいて毎年集落に交付される直接支払交付金の使途については、協定参加者のみなさんが話し合っで決めていくことが必要です。したがって、この交付金を活用して自分達が暮らす地域をいかにより良いものとするかを話し合いましょう。

【令和6年度実施状況】

令和6年度は30集落で取り組みが行われました。

問い合わせ

農林水産課 農林水産振興班
☎ 0820 (79) 1002

重度、心身障害者の方には医療費を助成しています

重度、心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

対象となる人の要件

- (1) 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの人
- (2) 療育手帳Aをお持ちの人
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人
- (4) 障害年金1級の受給者
- (5) 特別児童扶養手当1級の受給者等

助成の要件

対象となる人の要件のいずれかに該当し、一定の所得制限額を超えない人は、お近くの総合支所・出張所で申請をしてください。(所得制限額についてはお問い合わせください)

なお、すでに受給している65歳未満の人には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない人は6月中に手続きをしてください。ただし、65

歳以上の人については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を6月末までに郵送します。手続きに必要なもの

資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険証、マイナンバーの保険資格情報を印刷したもの(いずれか1つ)
対象になる要件が確認できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)
受給者証有効期間

7月1日(令和8年6月30日まで)

問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505

行政相談委員会について

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を無報酬で行っています。

行政相談委員会による、行政相談を次のとおり開催していますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談内容などの秘密は固く守られます。

また、山口行政相談センターでも、随時相談を受け付けています。(電話、手紙、FAX、インターネットのいずれでも相談できます。)

民生委員児童委員の活動紹介 (久賀地区協議会)

久賀地区民生委員児童委員は、久賀福祉センター(児童館・児童クラブ)や保育園、子育て支援センター、小中学校を訪問しています。訪問を通じて情報を共有し顔を知ってもらうことでつながりを深められるよう取り組んでいます。学校行事や登校の見守り活動にも参加し、子どもと保護者の身近な存在となるよう努めています。

☎福祉課 民生福祉班 ☎0820-77-5505



▲久賀福祉センター訪問時の様子

【周防大島町各地区の行政相談委員等】

地区	相談委員氏名	相談日時	場所
久賀地区	伊藤 和也	第1火曜日 13:30～15:30	久賀総合センター
大島地区	柳澤 裕実	第2火曜日 10:00～12:00	大島庁舎
東和地区	西村 幸人	第2火曜日 10:00～12:00	東和総合センター
橘 地区	岬崎 光志	第3火曜日 13:30～15:30	橘総合センター

※当日が祝日の場合は、開催しませんのでご了承ください。

【山口行政相談センター】

〒753-0088

山口市中河原町6-16

山口地方合同庁舎1号館

・手紙：書式は問いません

☎0570(090)110

☎083(932)1100

FAX083(922)1593



インターネットによる
行政相談受付ページへ

受章

◆令和7年春の叙勲

○瑞宝単光章（消防功労）

濱本 孝則さん（家房）

（元周防大島町消防団副団長）



◆令和7年高齢者叙勲

○瑞宝単光章（消防功労）

吉谷 和文さん（戸田）

（元周防大島町消防団分団長）



○瑞宝単光章（消防功労）

久間 友幸さん（沖家室）

（元山口県東和町消防団分団長）

自衛官募集相談員に 委嘱状交付

自衛官募集相談員は、自衛隊と地元とのかけ橋として志願者への説明や相談に応じたり、広報活動などを行うもので、中河美昭さん、砂田有輝さんの2人が委嘱されました。

今後2年間、自衛官募集相談員として、皆さんの相談をお受けします。

問い合わせ 自衛隊山口地方協力本部
柳井地域事務所

☎ 0820（22） 8199



▲右から藤本町長、自衛官募集相談員の中河美昭さん、砂田有輝さん、自衛隊山口地方協力本部の東直史本部長

町職員の異動（5月31日付け）
【退職者】 福祉課 荒井苑希

観光から島の魅力を再発見！
Discover 島

オウンドメディアとローカルメディア

オウンドメディア（Owned Media）とは、自社発行の広報誌やパンフレット、カタログ、インターネットの自社ウェブサイト・ブログなど、企業や組織自らが所有し、管理・運営するメディアを指します。

周防大島観光協会も観光パンフレットをはじめ、公式ウェブサイトやSNSの公式アカウント、周防大島チャンネル内の番組「シマタビ」など、多種多様なメディアを活用して周防大島の魅力発信に取り組んでいます。

観光パンフレットは観光情報全体を網羅したマップ形式のものから、グルメやドライブ、イベントなどコンセプトに特化したものまで発行しています。

公式ウェブサイトについても現在鋭意リニューアル中で、7月中旬までにはレスポンス対応や多言語化など誰でも閲覧しやすいサイトに生まれ

変わる予定です。

また周防大島観光協会のInstagramやXなどのSNSでは即時性の高い情報発信に努めおり、多くの方に閲覧されています。

周防大島チャンネル内の観光協会公式番組「シマタビ」では、路線バスの旅やリゾートホテル探訪、最新回では藤本町長をゲストにお迎えして「島へんろ」を歩くなど、番組を視聴される人々に周防大島を身近に感じていただける番組づくりを心掛けています。

これら観光協会のオウンドメディアの役割として観光振興を目的とした情報発信に加え、今後は周防大島に暮らす人々と観光に訪れる人々のコミュニケーションツールにもなるローカルメディア（local media）としての役割も担っていければと思います。

問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820-72-2134

周防大島町の話題



▲千葉すずさん(左)による「子どもたちの水泳教室」の様子

チャレンジウォーク

5月14日、周防大島中学校の1・2年生による「チャレンジウォーク」が実施されました。

これは開校以来続く行事で、周防大島中学校から帯石観音までを往復する約10kmのウォーキングを通じて、生徒同士や先生、地域の住民の方とのふれあいを深め、また郊外で集団行動を行うことで公衆道徳などについて望ましい体験をすることを目的としています。当日は天候にも恵まれ、急な山道などのつらい場面では、声をかけあい、完歩に向けて一丸となって取り組みました。

温水化リニューアルオープン！

5月3日、三浦にある周防大島町B&G海洋センタープールが温水化リニューアルオープンしました。

これは施設の老朽化が進む中、(公財)B&G財団から特別施設整備修繕助成事業で助成をいただき、利用者や地域クラブ、学校の要望に応えるべく大規模な改修工事を行いました。

オープン当日はセレモニーが開催され、記念としてバルセロナオリンピック・アトランタオリンピックに競泳日本代表として出場した千葉すずさんを講師に迎え、「子どもたちの水泳教室」が行われました。

参加した子どもたちは千葉さんの指導を熱心に聞き、練習に励んでいました。



▲地域の清掃活動も行いながら登る生徒の皆さん

自転車で周防大島一周！

5月18日、道の駅サザンセトとうわをスタート・ゴールに、サイクルイベント「シマクル」が開催されました。

ロングコース(約90km)とミドルコース(約40km)の2つのコースに約500人の参加があり、数日前の雨風により若干のコース変更を余儀なくされましたが、当日は晴天となり、参加者の皆さんは、瀬戸内の景色やエイドステーションでのおもてなしを堪能し、心地よい風を感じながら、周防大島を駆け抜けました。

シマクルは、順位やタイムを競うものではなく、周防大島を一周しながら、景色や郷土料理を楽しむサイクルイベントです。



▲藤本町長も周防大島を一周しました



▲右から日産自動車株式会社 道丹健部長、藤本浄孝町長、山口日産自動車株式会社 末富健作代表取締役社長

電気自動車を活用した脱炭素化 および強靱化に関する協定を締結

5月13日に日産自動車株式会社西日本リージョナルセールスオフィス、山口日産自動車株式会社、周防大島町の3者による「電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定」を締結しました。

これは、電気自動車の普及による脱炭素化社会の実現に向けた温室効果ガスの削減や、災害時に日産自動車の電気自動車を非常用電源として活用するなど、地域課題の解決に向けて相互に連携して取り組むことを目的としています。

包括連携に関する協定を締結

5月22日、株式会社イズミと周防大島町は、「包括連携に関する協定」を締結しました。

この協定は、防災・安全対策、産業の振興、環境保全などのさまざまな分野において相互に連携し、協働で取り組むことにより、町民の生活の向上を図り、地域の活性化につなげることを目的としています。

災害時における食料品・飲料品等の物資の支援も盛り込まれており、安心・安全な暮らしを支える体制がより一層強化されます。



▲左から株式会社イズミ 田部学本部長、藤本浄孝町長

柳井警察署長から感謝状

4月23日からの嵩山山頂付近における行方不明者の捜索活動に対し、柳井警察署長（堀田敬之署長）から周防大島町消防団（東弘志団長）に感謝状が贈呈されました。

行方不明になっていた高齢男性の捜索には、柳井警察署員、橘・久賀支部消防団員延べ400人が参加しました。捜索開始から5日後の夕方に消防団員が発見し、無事救助されました。

5月16日の贈呈式には、東弘志団長、藤井俊司久賀支部団長、第一発見者の榎本俊哉さん（橘支部第7分団）、帽子等発見者の福村清光さん（橘支部第6分団）、が出席しました。

捜索にご協力いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。



▶左から 堀田敬之柳井警察署長、東弘志団長、藤井俊司久賀支部団長、榎本俊哉さん、福村清光さん



募 集

甲種防火管理新規講習

日時

・ 7月23日(水)

午前9時30分～午後4時30分

・ 7月24日(木)

午前9時～午後3時50分

※2日間の受講が必要です。

講習場所

柳井市文化福祉会館

(柳井市柳井3718)

受講費用

4100円(テキスト代)

受講手続き

最寄りの消防署、出張所で受講申込書を受け取り、必要事項を記入のうえ、電子メールまたは最寄りの消防署、出張所に申し込んでください。受講申込書は、柳井地区広域消防組合のホームページからもダウンロードできます。

※申込先メールアドレス

shidou@yanai19.jp

受付期間

6月16日(月)～6月30日(月)

問い合わせ

柳井地区広域消防本部予防課

☎0820(23)7774

刑務官採用試験

試験日(1次試験)

9月21日(日)

試験の種類

(1) 刑務

(2) 刑務(武道)

(3) 刑務(社会人)

※(武道)は実技試験あり

受験資格

・ (1) および(2)：平成8年4月2日～平成20年4月1日までに生まれた人

・ (3)：昭和60年4月2日～平成8年4月1日までに生まれた人

募集期間

7月11日(金)～24日(木)

※インターネットでの申し込みとなります。

お問い合わせ

岩国刑務所

☎0827(41)0136



矯正職員採用広報 HP



消防設備士試験

試験日 9月7日(日)

場所

下関市、山口市、周南市

試験の種類

・ 甲種(特類、第1～5類)

・ 乙種(第1～7類)

受験願書受付期間

電子申請および書面申請

7月7日(月)～7月18日(金)

※電子申請の詳細については、(一財)消防試験研究センターのホームページで確認してください。

書面申請受付

最寄りの消防署、出張所および周東地区危険物安全協会

お問い合わせ

周東地区危険物安全協会

☎0820(22)3025

柳井地区広域消防本部予防課

☎0820(23)7774

お知らせ

ダメ。ゼッタイ。

薬物乱用防止

薬物乱用とは、薬物や薬品を本来の医療目的から外れて使ったり、医療目的ではない

薬物を不正に使ったりすることです。

薬物を乱用すると、幻覚や妄想などの精神障害から、凶悪な犯罪や悲惨な事故を引き起こすなど、乱用者本人だけでなく、周囲の人に対しても悪影響を及ぼしかねません。

薬物乱用は、先輩や友人から誘われて、ついつい使用してしまったり、興味本位で自ら使用してしまうことなどから始まってしまいます。

どんなに親しい知り合いであっても、薬物の使用を誘われた時は、「ダメ。ゼッタイ。」の勇氣を持ってきっぱりと断る！自分自身も薬物に近づかない！ことが大事です。

薬物乱用に関する相談は、一人で悩まず、柳井警察署または山口県警察本部総合相談室に相談してください。

お問い合わせ

柳井警察署

☎0820(23)0110

山口県警察本部総合相談室

☎083(923)9110

相談ダイヤル #9110

やまぐち若者定住応援事業のご案内

申込対象者

令和7年4月1日以降に住宅ローンにより取得した住宅に居住する29歳以下の人

申請期間

7月1日(火)～

居住後3か月以内

※令和7年4月～6月に居住を開始した人は9月30日まで

補助対象期間

対象住宅に居住を開始した日から、申請者又は配偶者等

が満29歳に達する年度の3月31日までの間

補助額

住宅ローンに係る返済利息

実支払額の1/2

ただし、補助対象期間の月

数に1万円を乗じた額が上限

(最大12万円/年)

お問い合わせ

空家定住対策課

☎0820(74)1033

山口県総合企画部

中山間・地域振興課

☎083(933)2549

児童手当現況届について

現況届とは、毎年6月1日の状況を把握し、受給者が6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。児童手当制度の改正により令和4年度から児童の養育状況が変わっていないければ、現況届の提出が原則不要になりました。ただし、次に該当する人は提出が必要です。

現況届が必要な人

- ・離婚協議中で配偶者と別居し、児童手当を受給している人
- ・DV等の理由により、住民票の住所地在防大島町と異なる人
- ・その他、町から現況届提出の案内があった人

※公務員の人は勤務先へ提出してください。

手続き

届け出が必要な人へは6月はじめに「現況届のご案内」を送付します。内容を確認し、必要事項を記載し、提出期限までに福祉課または各総合支所・出張所へ提出してください。

届出されない場合は、6月分以降の手当を受取る事ができなくなります。なお、児童手当等は児童の養育者（父母等）のうち、原則として令和6年中の所得が高い人が受給者となります。詳しくはホームページをご確認ください。

提出期限

6月30日(月)

問い合わせ

福祉課 とも家庭班

☎0820(77) 5508

教科書展示会

小学校・中学校・高等学校の教科用図書展示しています。どなたでも閲覧できますので、ご利用ください。

期間

7月25日(金)まで

午前8時30分～午後5時15分

(閉庁日、休館日を除く)

場所

周防大島町東和教科書センター

1階（東和総合センター2階）

問い合わせ

学校教育課 学校教育班

☎0820(78) 2204

戸籍に氏名の振り仮名(フリガナ)が記載されます

令和7年5月26日から戸籍に振り仮名(フリガナ)を記載する制度が始まりました。同日以降、本籍地の市区町村から戸籍に記載する予定の振り仮名が通知されます。なお、本籍地が周防大島町にある人は、7月上旬頃の発送予定時期となっております。

通知の振り仮名が正しい場合は、届出の必要はありません。

1年後の令和8年5月26日以降に通知のとおり自動的に戸籍に記載されます。

通知の振り仮名が誤っている場合は、令和8年5月25日までに正しい振り仮名の届出が必要です。(マイナポータルでの届出も可能)

戸籍の振り仮名制度については、法務省ホームページをご覧ください。

問い合わせ

総務課 戸籍住基班

☎0820(74) 1010



献血を実施します

皆さまのご協力をお願いします。(※400ml限定)

日にち 7月8日(火)

場所

しまとびあスカイセンター

午前9時30分～11時30分

久賀農業者健康管理センター

ター

午後1時30分～4時

問い合わせ

健康増進課 健康づくり班

☎0820(73) 5504

6月は「住環境衛生推進月間」～環境衛生に注意して快適な生活を！～

衛生害虫などの生活環境への侵入を防ぎ、駆除に努めましょう

ゴキブリを始めとした衛生害虫は、気温の上昇とともに、活動が活発になります。衛生害虫などは、存在自体が不快感を与えるということもあり

ますが、消化器系感染症や食中毒などを媒介する危険性があることから、公衆衛生の面からも駆除が必要です。

駆除用薬剤等の使用に際し

ては、使用上の注意を守り、安全に十分注意しましょう。気温が高い時期、特に新築・改築・改装後の建物は、換気を励行しましょう

近年、建物の気密性が高くなったことや化学物質を放射する建材や内装材が使用されるようになったことなどによって、新築・改築・改装後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染が生じ、その結果、居住者が頭痛、倦怠感、目やのどの痛みをはじめ様々な体調不良を訴えることが起きています。

室内空気を汚染する化学物質は、一般的に、温度が高いほど放散量が多いといわれています。

夏期に、建物を長く閉め切っていた時などは、十分、換気するよう心がけましょう。窓による換気は、場所がなるべく離れた2カ所の窓を開けると効果的です。

問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班

☎0820(79) 1012

催し・講座

起業家育成基礎講座

起業入門型基礎講座

身近な起業のノウハウ

身近な事例を参考に、講義と演習を通して、興味・関心のあるビジネスについて起業プランを考えていきます。

日時

7月5日(出)・19日(出)
午後1時30分～4時

会場

島スクエアプラス起業教育研究センター(周防大島町小松91-4)

講師 中本和幸氏

(中本経営コンサルタント事務所代表・中小企業診断士)

起業体験型基礎講座

起業をより身近で確かなものに！～最初のビジネスアイデアを創ろう～

好きなことや、やりたいことがある人が、起業に向けて一歩踏み出すために実践体験していきます。

日時

7月26日(出) 午後1時～4時

会場

宇佐木地域交流センター(平

生町宇佐木485-2)
講師 元木昭宏氏

(みるみらい代表・スタートアップアドバイザー起業家参謀)

申し込み方法

電話またはメールでお問い合わせください。(当日受付可、受講無料)

申し込み・問い合わせ

NPO法人島スクエアプラス
090(7979)4615
npo-shimaplus@sea.icn-tv.ne.jp

空き家対策セミナー & 無料相談会

空き家の管理や相続でお悩みの人を対象に、専門家による講演および個別相談会を実施します。

日時

7月30日(水)
午後1時～5時

場所

大島文化センター
2階研修室1・2

参加費

無料

申込方法

事前申込制

申込締切

7月25日(金)

内容

(1)司法書士による空き家対策セミナー

午後1時～2時

(2)周防大島町の空き家の現況と制度の紹介

午後2時5分～2時20分

(3)個別無料相談会

午後2時30分～5時
司法書士・宅地建物取引士による空き家相談(各組20分程度)

その他

相談内容に関する資料等がある場合は当日お持ちください。
申し込み・問い合わせ
空家定住対策課
0820(74)1033



B&G 海洋センター 温水プール

開館期間 10月31日まで
開館時間 9:00から21:00
(一般開放) 13:00から21:00まで

※午前中は、学校やイベント等の利用を予定しています。

休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)

場所 西三浦1695番地
料金 おとな 400円
中学生以下 200円

(※町外の方は倍額となります)
・回数券も販売しています。
・ウォーキング利用も可能です。

☎社会教育課 ☎0820-78-2205

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度は、町が持っているさまざまな町政情報を知りたい時に、町民の皆さんからの請求に応じて、その情報の閲覧や写しの交付を行うものです。

個人情報保護制度は、町の保有する個人情報の適正な取り扱いや保護に関して必要な事項を定めることにより、個人の権利・利益の保護を図るとともに、自分の情報について開示請求したり、誤りがある場合などに訂正を請求したりすることのできる制度です。

各制度の令和6年度の運用状況についてお知らせします。
※請求件数と決定区分等の数が違うのは、ひとつの請求

に対して複数の決定があったため。

○個人情報保護制度の運用状況

実施機関区分	請求件数	決定区分等				審査請求
		開示	部分開示	非開示	却下	
農業委員会	1	0	1	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0

問い合わせ

政策企画課 広報情報統計班

☎0820-74-1007

○情報公開制度の運用状況

実施機関区分	請求件数	決定区分等				審査請求
		公開	部分公開	非公開	却下	
町長	111	70	36	0	6	0
教育委員会	34	26	7	0	2	0
監査委員	2	0	1	0	1	0
農業委員会	5	3	2	0	0	1
病院事業管理者	34	1	23	0	10	1
計	186	100	69	0	19	2

しっちょる？ やっちょる？ 健康づくり！

～「ちょび塩」でおいしく運動・活動で元気に！～ No.146

お得な健康診査

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

梅雨の時期を迎え、近年は記録的な大雨という言葉を目にすることも多く、異常気象も身近に感じられるようになってきました。米不足だけでなく、作物への影響等、物価高騰に拍車がかからないことを祈るばかりです。5月号では血圧を正常に保つことは、脳卒中や心臓病等の大きな病気を予防し、治療や入院、介護にかかる費用や日常生活への負担が軽減でき、家計に「お得」という話をしました。

今回はもうひとつ、お得な「健康診査（以下、健診）」について紹介します。

本町のお得な健診！

健診は、年齢や加入の保険（保険者）等によって、受診できる対象者や検査項目、費用が異なります。中でも、本町の30～75歳未満の国保加入者の皆さんは、とてもお得に健診を受けられることをご存じですか？

(1) 特定健診が無料！

40～75歳未満の人は、個人で受けると10,000円以上の費用がかかる検査が無料で受けられます。

(2) 30歳代健診が無料！

集団健診会場に限定されますが、30歳代の人も無料で健診が受けられます。

(3) 健診項目が充実！

国が定める基本的な検査項目に加え、心電図や貧血、尿酸値検査、推定1日食塩摂取量の算定が全員受けられます。もちろん、いずれの健診も健康管理には欠かせないものであり、大きな病気を防ぐための大切な検査です。毎年受診することをお勧めします。

気軽に受けて！ちょび塩健診

国保健診の追加項目の1つである推定1日食塩摂取量は、町が行う「ちょび塩健診」でも検査することができます。1回200円の自己負担が必要ですが、朝一番の尿を採って提出するだけの手軽な検査です。20歳以上の町民の方であれば何度でも受けられますので、定期的に測定し状態を把握することもお勧めです。

まずは健康増進課までお問い合わせください。



保健師になったきっかけ

6月となり梅雨の時期を迎えましたが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。

私は4月から健康増進課の保健師として成人保健を担当しており、主に高血圧対策を通して、地域の皆さんの健康づくりを支援しています。まだまだ慣れないことも多く緊張していますが、周防大島町の綺麗な海に癒されながら頑張っています。

私は祖父母の家が島にあるため、幼いころから海が身近な存在で、豊かな自然を感じることでできる島が大好きです。そのため島の看護の特徴を学びたいと思い、大学は沖縄を選びました。

離島での看護は、限られた人員・限られた社会資源の中で医療を行わなければならないという難しさもあり、緊急時や大きな病気にかかった際は、慣れ親しんだ地域から離れなくてはならないといった

人もいました。

そこで病気になるべくかからず、重症化しないよう予防することが大切だと感じ、保健師としてサポートしたいと考えました。

まだまだ周防大島町のことについて知りはじめたばかりの新人ですが、「この人に相談したい！と地域の人に思ってもらえる存在になること」をまず一番の目標に頑張ります。

これから講話や健康相談、家庭訪問を通じて、少しずつ私の顔を覚えていただけたら嬉しいですよ。いつでも気軽に声がけください。

皆さんが住み慣れた地域で、いつまでも穏やかな人生を送れるようサポートしてまいりますので、よろしくお願ひします。

健康増進課 健康づくり班
保健師 森野 美意留
☎ 0820 (73) 5504

暮らしの相談 (6月21日～7月20日)

■相談所

相談	日時	場所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方法務局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35) ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	7月4日(金)	9:30～11:30	東和総合センター ☎ 福祉課 民生福祉班 ☎ 77-5505
育児相談	6月26日(木)	10:00～11:30	しまとびあスカイセンター※ たちなケアプラザ※ 久賀福祉センター
	7月11日(金)		
	7月15日(火)		
こころの相談	7月4日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター ○要予約 ☎ 健康増進課 健康づくり班 ☎ 73-5504
認知症相談	7月7日(月)	9:00～12:00	日良居庁舎 ○相談日以外も可能 ☎ 地域包括支援センター ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	久賀総合センター ○要予約 ☎ 岩国年金事務所 ☎ 0827-24-2222

■税務相談

相談	日時	備考・問い合わせ等
個人相談 (所得税・消費税等)	毎月第2・4水曜日 9:00～16:00	○要予約 ☎ 柳井税務署 ☎ 0820-22-0277 音声案内「2」→
資産相談 (相続税・贈与・譲渡)	毎月第1・3水曜日 9:00～16:00	
法人相談 (法人税・消費税・源泉所得税・印紙税等)	毎月第1・3金曜日 9:00～16:00	

※7月以降の相談日時は変更になる場合がありますので、個別にお問い合わせください。

■電話相談

相談	時間	電話番号
国税に関する一般的な相談 (電話相談センター)	8:30～17:00	☎ 0570-00-5901
救急医療電話相談	子ども (15歳未満) の相談	19:00～翌8:00 # 8000 (利用できない場合 ☎ 083-921-2755)
	おとな (15歳以上) の相談	毎日24時間 # 7119 (利用できない場合 ☎ 083-921-7119)

※緊急・重症の場合は、迷わず119番してください。



**めざせ!
かしこい
消費者**

【相談】
歯のセルフホワイトニングの無料体験会を開催中という広告を見た。前から興味があったので行ってみようと思うが、注意することはあるか。

【アドバイス】
無料体験ができるのと軽い気持ちで行くと、体験終了後に、「今考えて」「絶対お得」などと、強引に契約を迫られるという事例があること、また、セルフホワイトニングは、クーリング・オフができない可能性があるため、その場では絶対に契約しないよう助言した。

【ワンポイント講座】
エステティシャンが施術を行う、いわゆるエステティックサロンでは、特定商取引法の特定継続的役務として同法が適用され、一定の条件を満たせばクーリング・オフができます。しかし、セルフホワイトニングなどの「セルフエステ」は自身でエステ機器等を使用するため、一般に同法の対象外と解されており、クーリング・オフや契約書の交付義務、中途解約のルール等は適用されません。契約をする際は十分注意するようにしましょう。

「セルフエステ」の契約トラブルに注意!

【相談窓口】
柳井地区広域消費生活センター
☎ 0820-22-2125
山口県消費生活センター
☎ 083-924-0999
消費生活上の不安や心配を感じたら消費生活センターにご相談ください。

がん検診を受けましょう！

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

○がん検診（集団検診）日程

地区	会場	日にち
橘	日良居体育館	7月 1日(火)
		7月 2日(水)
	たちばなケアプラザ	7月 15日(火)
		7月 16日(水)
東和	油田農村環境改善センター	7月 3日(木)
	和田出張所	7月 4日(金)
	東和総合センター	7月 17日(木)
	白木出張所	7月 18日(金)
大島	蒲野農村環境改善センター	7月 8日(火)
		7月 9日(水)
	しまとびあスカイセンター	7月 10日(木)
		7月 11日(金)
	沖浦農村環境改善センター	7月 29日(火)
久賀	農業者健康管理センター	7月 23日(水)
		7月 24日(木)

実施項目

肺がん検診^{*1}、胃がん検診、大腸がん検診^{*2}、子宮頸がん検診、乳がん検診

受付時間

待ち時間短縮のために、受付時間を指定してご案内しています。

検診機関から届くご案内をご確認ください。

※新たに申し込みを希望される場合は、事前にご連絡ください。（大腸がん検診の追加申し込みはできません）

※¹肺がん検診のみを申し込みされた人は、8月下旬から9月の検診日を改めてご案内します。

※²大腸がん検診の申し込みをされた人は、左表の「日にち」が容器提出日となります。

○女性のがん検診（子宮頸がん検診・乳がん検診）は医療機関でも受けられます

検診期間 7月1日(火)～令和8年3月31日(火)

対象者 ・20歳以上で、昨年度、町の子宮頸がん検診を受けていない女性
・40歳以上で、昨年度、町の乳がん検診を受けていない女性

検診料金 子宮頸がん検診 1,500円 / 乳がん検診 1,700円

お持ちいただくもの 住所が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）、受診票、自己負担金

医療機関名	検診項目	住所	電話番号	予約方法・受付時間
大島病院	子宮頸がん	周防大島町小松 1415-1	0820-74-2580	予約不要 毎週火曜日のみ実施 (8:30～11:00)
優クリニック	子宮頸がん	柳井市中央 1-8-8	0820-22-0317	予約不要 (平日9:00～12:00、 14:00～18:00 / 土曜日9:00～ 11:30)
周東総合病院	子宮頸がん・乳がん	柳井市古開作 1000-1	0820-22-3456	健康管理センターに予約 (10:00～16:00)
大和総合病院	子宮頸がん・乳がん	光市岩田 974	0820-48-2111	健診科に予約 (13:00～16:30)
岩国医療センター	子宮頸がん・乳がん	岩国市愛宕町 1-1-1	0827-35-5872	予約センターに予約 (8:30～17:15)

○前立腺がん検診

検診期間 6月2日(月)～令和8年3月31日(火)

対象者 50歳以上の男性

検査方法 血液検査を行い、血液中のPSA検査（前立腺特異抗原値）を測定します。（特定健診・健康診査と同時に受けると採血が1回で済みます）

検診料金 ・町内の医療機関 1,500円
・集団健診会場 1,000円

お持ちいただくもの

住所が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）、自己負担金

申込方法

特定健診や健康診査の予約時にお申し出ください。

医療機関名	場所	電話番号
山中医科歯科クリニック	久賀	72-0152
おげんきクリニック	小松	74-2490
野村医院	横見	76-0017
川口医院	外入	78-0306
しまかぜ在宅支援診療所	平野	78-2533
正木内科医院	西安下庄	77-0021
安本医院	土居	73-0822
大島病院	小松	74-2580
東和病院	西方	78-0310
橘医院	西安下庄	77-1000

※検診を受けることができるのは、検診期間中1回のみです。

デジタル
11ch

周防大島チャンネル

6月24日

7月21日

の みどころ!

周防大島町が運営する住民参加型のローカルテレビ。毎週火曜に番組の更新を行い、6時～24時まで繰り返し放送！放送した番組のDVDは図書館で貸し出しを行っています。一部の番組はYouTubeで視聴もできます。

周防大島チャンネルはケーブルテレビアイ・キャンに加入することでご覧になれます。ケーブルテレビ新規加入促進補助金も適用されます。詳しくはアイ・キャン（☎0120-189234、携帯電話の方は☎0827-22-5678）にお問い合わせください。

－ 6月は周防大島町議会定例会の様を生中継・再放送します－

6月24日～30日



島スクエアプラスフォーラム

2月15日に開催された「島スクエアプラス」の起業家育成講座の発表会。講座の受講生らによる起業プランの発表や、星野朋啓教育長による基調講演、そして「地域の産業を活性化するには」がテーマの座談会などをご覧ください。

7月1日～7日



島暮ら荘へようこそ
島移住の物語

島暮ら荘へようこそ～島移住の物語～

第1回「島で起業する移住者たち①」

周防大島に移住した人々の“島移住”の物語を紐解いていきます。第1回のゲストは、道の駅のチャレンジショップで起業した3名の移住者さんです。



あの時の周防大島 周防大島チャンネルアーカイブ since2012

【アロハキャンペーン2019開幕セレモニー（2019年放送）】

周防大島チャンネル過去映像の中から懐かしい番組をピックアップ。今回は2019年アロハキャンペーン開幕セレモニーを放送します。

7月8日～14日



島景色～周防大島の風景を巡る～

第47回「神浦」

周防大島の日常を届ける番組。今回は揚げ浜による製塩が盛んだった神浦地区を巡ります。

アイ・キャン

ニュースダイジェスト

6月に放送した周防大島町のニュースを一挙放送。

7月15日～21日



すおうおしま お元気いきいき体操

～東和地区「情島健康相談」の会場で一緒に体操編～

東和病院のリハビリの先生と考案した体操。今回は、東和地区「情島健康相談」の会場で行った体操の様子もお届け。日常生活に必要な筋力を鍛えましょう。



IWAKUNI 日米交流合同コンサート

音楽を通じた日米交流を目的に、中国四国防衛局が毎年開いているコンサート。今年は2月1日に開催され、岩国市近郊の小・中学校と、岩国航空基地のスクールの児童・生徒、周防大島からは島中小学校の子どもたちが参加しました。

このコーナーはPDF版では掲載していません。

今月の納期 (普通徴収)

【町県民税】
第1期分

納期限 6月30日(月)

休日在宅当番医 9:00～17:00

日にち	医療機関	連絡先
6月22日(日)	おげんきクリニック	☎ 74-2490
6月29日(日)	川口医院	☎ 78-0306
7月6日(日)	正木内科医院	☎ 77-0021
7月13日(日)	橘医院	☎ 77-1000
7月20日(日)	野村医院	☎ 76-0017
通年	大島病院	☎ 74-2580
	東和病院	☎ 78-0310

人のうごき (5月1日現在) ※増減は前月比

人口	13,372人 (-8)	増：出生 5人 転入 72人
男	6,248人 (-6)	
女	7,124人 (-2)	減：死亡 37人 転出 48人
世帯	7,922戸 (+9)	

誰でも、どこでも、自分らしく

男女共同参画週間 6月23日～29日

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である6月23日からの1週間は、「男女共同参画週間」です。全ての人が、自らの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するには、皆さん一人一人の取組が必要です。

☎政策企画課 地域振興班 ☎ 0820-74-1007

7月の柳井健康福祉センター定例保健事業

相談内容	実施日	時間
骨髄ドナー登録	7月1日(火)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査		10:00～10:30
風しん抗体検査		10:30～11:00
HIV抗体検査		13:30～15:30

※無料、要予約(前日までに電話予約)

☎柳井健康福祉センター ☎ 0820-22-3631

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

熱中症を予防しましょう！

熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調整機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態をいいます。また屋外だけでなく、室内でも発症することがあります。

暑さが厳しくなるこれからの季節、対策をとって、熱中症を予防しましょう。

暑さを避けましょう

- (1)気温と湿度を確認しましょう。
- (2)扇風機やエアコンを使用して、室内を涼しくしましょう。
- (3)吸湿性・速乾性のある通気性のよい衣服を着用するなど、工夫しましょう。
- (4)外出時には日傘や帽子を着用しましょう。
- (5)天気のよい日は、日陰の利用や、こまめな休憩をしましょう。
- (6)保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、体を冷やしましょう。

こまめに水分等を補給しましょう

室内でも、外出時でも、のどの渴きを感じる前に水分等を補給しましょう。

※水分や塩分の制限がある場合は、かかりつけ医によく相談の上、その指示に従いましょう。

熱中症の症状

めまい、立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛、筋肉のこむら返り、頭痛、嘔吐、倦怠感 など
※熱中症が疑われる場合は、すぐに応急処置を行いましょう。

熱中症が疑われる人を見かけたら

主な応急処置

- (1)エアコンが効いている室内や、風通しのよい日陰など涼しい場所へ避難させましょう。
- (2)衣服をゆるめ、体を冷やしましょう。(首の周り、脇の下、足の付け根など)
- (3)水分・塩分、経口補水液などを補給しましょう。
※自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう。

参考：熱中症予防のために（厚生労働省）

問い合わせ 健康増進課 健康づくり班

☎ 0820-73-5504

